

## 宇都宮農業振興地域整備計画変更事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更（ただし、法第12条の2第1項に基づく基礎調査の結果による変更を除く。）に係る事務取扱に関し、基本的な事項を定めるものとする。

### (原則)

第2条 宇都宮農業振興地域整備計画（以下、「計画」という。）は、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを目的に市長が策定するものであり、うち農用地利用計画は、土地を農業用と非農業用に区分するとともに、農業上の用途を指定し優良農地の確保・保全するためのものであることから、その変更にあたっては、関係法令及び国・県が発出したガイドラインほか通知等に則り、関係機関と連携して行うものとする。

### (計画変更の申出)

第3条 計画において設定する農用地区域内の土地において、土地所有者等の都合により農用地等の用途に供することが困難となった場合及び土地改良事業の施行等に伴い農用地区域外の土地を農用地区域へ編入する必要がある場合並びに農用地等の用途区分を変更する必要がある場合、土地所有者等は市長に対し、計画の変更を申し出なければならない。

2 前項の申出に必要な様式及び添付書類は別表のとおりとする。

3 計画の変更を申し出る土地所有者等（以下、「申出者」という。）は、原則として土地所有者とする。ただし、土地所有者の同意を得た旨を文書により申出書とともに提出する場合、事業計画者が申し出ることができる。

4 申出者は、申出の内容について、市と事前に十分な協議を行わなければならない。

5 市は、前項の協議において、申出前であっても、申出の内容の確認に必要な資料等の提出を求めることができる。

### (申出人の責務)

第4条 申出人は、前条の申出から計画の変更までの間において、申出内容に係る市及び関係機関からの問い合わせや追加資料の提出依頼等に対し、誠実に対応しなければならない。

(申出の取下げ)

第5条 申出者は、第3条の申出を行った後、事情により当該申出に係る農用地利用計画の変更を必要としなくなった場合、様式第8号により遅滞なく申出を取り下げなければならない。ただし、法第13条第4項の規定により準用する法第11条第1項に基づく計画変更案の公告及び縦覧の開始後は、取り下げることができない。

(申出期限及び事務日程)

第6条 第3条の申出に係る期限及び申出後の事務日程は、毎年別に定めるものとする。

(審査)

第7条 市長は、第3条の規定により提出のあった申出について、関係法令の適合性を含め、申出の内容が適正かつやむを得ないものであり、計画の達成に支障を及ぼす恐れがないか審査を行うものとする。

(意見聴取及び諮問)

第8条 市長は、計画の変更(申出による変更にあたっては、前条の審査の結果、計画の変更が必要であると判断した場合)のうち、「市町村農業振興地域整備計画の策定又は変更に関する事前協議要綱(栃木県農政部)」(以下、「県事前協議要綱」という。)により栃木県との事前協議を要する変更にあたっては、農業委員会の意見を聴取した上で、宇都宮市農業振興対策審議会に諮問するものとする。

(県への事前協議)

第9条 市長は、前条の意見聴取及び諮問の結果、計画の変更がやむを得ないと認められるときは、県事前協議要綱に従い、栃木県と計画変更に係る事前協議を行うものとする。

(計画変更案の公告及び縦覧)

第10条 市長は、前条の栃木県との事前協議等により、法第8条第4項に基づく県の同意が得られる見込みがあることを確認した後、計画の変更案について、法第13条第4項の規定により準用する法第11条第1項に基づき公告し、縦覧に供するものとする。ただし、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年9月26日政令第254号)第10条第1項第4号による計画の軽微な変更については、この限りでない。

(法定協議)

第11条 市長は、前条の公告及び縦覧が完了した後、法第8条第4項に基づく県の同意に係る協議を申し出るものとする(ただし、法第11条第8項に基づき協議を申し出ることができない場合を除く。)

(計画の変更)

第12条 市長は計画を変更した時は、法第12条に基づき、その旨を遅滞なく公告し、縦覧に供するとともに、第3条の申出による計画の変更については、申出人に対し、様式第9号により、計画を変更した旨を通知するものとする。

2 市長は、前条の法定協議の結果、県の同意を得られない等の理由により、第3条の申出による計画の変更を行わなかった時は、様式第10号によりその旨を申出人に通知するものとする。

3 前項の規定は、第7条から第10条において、市長が第3条の申出による計画の変更を行わないこととした場合において準用する。

(その他)

第13条 その他計画変更に必要な事務手続については、必要に応じて関係機関と協議の上、別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から一部改正し、施行する。